

衛生材料の原産国の表示に関する ガイドライン

平成22年2月10日

(一社) 日本衛生材料工業連合会

はじめに

一般消費者の利益を保護する目的で「不当景品類及び不当表示防止法」及び「商標法」において原産国の不当表示禁止が規定されております。また、「不正競争防止法」及び「関税法」においても、原産国の不当表示禁止が規定されております。

衛生・日用品業界におきましては、衛生材料の原産国表示については、会員各社の自主的な実施に留まっておりますが、消費者から、当連合会事務局宛に衛生材料の原産国を表示する場合のルールについての問い合わせが急増するなど、社会的には原産国表示の実施が強く求められております。昨今では、生産過程もグローバル化し、また、海外生産品の輸入が急激に増加したため原産国の情報管理が一層困難となり、一部に誤表示と思われるケースも見受けられます。

このため、原産国表示の考え方を整理する必要があると判断し、(一社)日本衛生材料工業連合会、法制委員会家庭用品関連分科会を事務局として、平成20年6月より傘下の「全国衛生材料工業会」、「全国紙製衛生材料工業会」、「全国救急絆創膏工業会」、「日本清浄紙綿類工業会」、「全国マスク工業会」ごとに適正な原産国表示の考え方を整理してまいりました。

このたび各工業会のご協力を得て、(一社)日本衛生材料工業連合会(以下、日衛連)としての「衛生材料の原産国の表示に関するガイドライン」が策定されました。

本ガイドラインは、消費者が衛生材料を選択するためにどのような原産国表示が必要か、信頼性のある表示が可能かという観点から取りまとめを行っています。

日衛連の対象商品は、原産国表示の義務はないが、原産国を把握している製品については積極的に原産国を表示するとの考え方に立って取り組むことが望まれます。

今後、表示に当たっては本ガイドラインを参考にして、適正な表示に努めていただくとともに、各工業会の会員会社に対して周知徹底を図るよう、ご協力いただきたく、お願いを申し上げます。

一般社団法人 日本衛生材料工業連合会
会 長 天 田 忠 正

目 次

I 原産国表示のガイドライン	4～7 P
(原産国の定義に関する工業会別・品目別細則)	(5、6 P)
II 原産国の定義と法的規制	8 P
III 関係法令概要	9～13 P

I 衛生材料の原産国の表示に関するガイドライン

1、趣旨

(一社) 日本衛生材料工業連合会の加盟事業者が取り扱う衛生材料に対する消費者の信頼性の確保に向けて、加盟事業者の自主的な原産国表示の取り組みが推進されるよう、「衛生材料の原産国表示に関するガイドライン」を策定する。

2、ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、消費者の衛生材料の選択に対する情報提供を行うとの観点から、加盟事業者が自主的に製品の原産国を表示する上での考え方をまとめたものであり、各事業者の業態や製品の実情に応じた原産国等の表示の自主的な取り組みを促すためのものである。

3、原産国表示に関する基本的考え方

衛生材料は原産国の表示の義務がないが、原産国を把握している製品については、積極的に原産国を表示するとの考え方にたって取り組むことが望まれる。

4、原産国の定義

- 1) 「原産国」とは、当該製品の内容について「実質的な変更をもたらす行為」が行われた国をいう。
- 2) 「実質的な変更をもたらす行為」について、生産工程を基準として次のとおり品目ごとに定める。

工業会名	品 目		実質的な変更をもたらす行為	原産国表示
全国衛生材料工業会	脱脂綿	原反（大判ロール）・製品（カット綿など）	精練・漂白工程	左記生産工程を行った国
		加工製品（綿球など）	成型工程	
		外皮消毒剤含有製品（アルコール消毒綿など）	薬液充填工程	
	ガーゼ	原反（ヤール掛ガーゼなど）・製品（尺角ガーゼ、折りたたみ、裁断ガーゼなど）	精練・漂白工程	左記生産工程を行った国
		製品（手作業で折りたたむもの）	裁断・たたみ工程	
		加工製品（柄付ガーゼなど）	縫製工程	
	綿 棒		脱脂綿と軸の接着工程	左記生産工程を行った国
	包 帯	織包帯	織機工程	左記生産工程を行った国
		編包帯	編立工程	
	上記の滅菌製品		上記の工程を行った国	左記生産工程を行った国
		* 滅菌工程を第三国（日本を含む。）で行った場合には、原産国の表示とともに、滅菌工程を行った国を表示することができる。なお、滅菌工程を行なった国の表示は、原産国表示と間違われぬよう注意する。 例) 原産国：中国 滅菌：日本		

工業会名	品 目	実質的な変更をもたらす行為	原産国表示
------	-----	---------------	-------

日本清浄紙綿類工業会	清浄綿	薬液充填工程	左記生産工程を行った国
	ウェットティッシュ 紙おしぼり	充填工程	
全国 紙製衛生材料工業会	紙おむつ・ライナー	成型・加工工程	左記生産工程を行った国
	生理用ナプキン タンポン	成型・加工工程	
全国救急絆創膏工業会	絆創膏	粘着加工工程	左記生産工程を行った国
全国マスク工業会	マスク	成型工程（不織布マスク） 縫製工程（ガーゼマスク）	左記生産工程を行った国
		* 取替えフィルターなどの取替え部分を組み合わせるものにあつては、マスクの原産国を表示するとともに、取替え部分の生産国を表示することができる。なお、取替え部分の生産国の表示は、原産国表示と間違われぬよう注意する。 例) 原産国：中国 フィルター：日本	

3) 次の様な行為は、「商品の内容について実質的な変更をもたらす行為」に含まれない。

- (1) 商品にラベルを付け、その他表示を施すこと。
- (2) 商品を容器につめ、又は包装をすること
- (3) 商品を単に詰め合わせ、又は組み合わせること。
- (4) 簡単な部品の組立をすること。

4) 商品の原産地が一般に国名よりも地名で知られているため、その商品の原産地を国名で表示することが適切でない場合は、その原産地を原産国とみなす。

5) 表示の方法

(1) 原産国を明らかにするための表示は、見やすい場所に行うこととし、商品、容器、包装又はこれらに添付した物（ラベル、タグなど）のいずれの物に表示しても良い。

(2) 分かりやすい表現として、次のような表示を推奨する。

① 「原産国〇〇」、「原産地〇〇」、「製造〇〇」又「〇〇製」（「〇〇」は原産国名又は地名）

② 「MADE IN 〇〇」、「Made in 〇〇」または「made in 〇〇」（「〇〇」は英文表示による国名又は地名）

なお、原産国が海外の場合、原産国を英文で表示することで、一般消費者に当該商品の原産国について誤認させるおそれがある場合（日本国内で定着しているアメリカ、中国、韓国、台湾等以外の外国の英文標記）には、①により日本語で表示するのが望ましい。

6) 原産国情報の管理

原産国を表示するに当たっては、製品の原産国情報の管理を徹底し、誤った表示を行わないようにしなければならない。表示の根拠とした仕入伝票その他の関係書類の整理に努めることを通じて、消費者の問い合わせに迅速かつ適正に対応できるようにする必要がある。

○ 「商品の原産国に関する不当な表示」（昭和 48 年 10 月 16 日 公取委告示第 34 号）の解釈について

	商品の生産	包装	原産国
A	日本国内で生産	日本国内で日本語表記の包装袋あるいは個箱に入れ販売	日本製
B	海外で生産	海外で日本語表記の包装袋あるいは個箱に入れ販売	海外製
C	海外で生産後	日本国内に輸入し、日本国内で日本語表記の包装袋あるいは個箱に入れ販売	海外製
D	上記のA形態で70%、B形態で30%製造したものを同じブランドで販売		同一ブランドであっても A形態・・・日本製 B形態・・・海外製

注： ①上記中「C」の場合、原産国を「A」の扱いとした場合は不当表示となる。

②上記中「D」の場合、原産国を生産比率の大きい（70%）A形態で原産国を1カ国に一本化することは、30%相当のB形態部分の原産国について、一般消費者に対して誤認を与えることになり、D全体が不当表示となる。

Ⅱ 原産国の定義と法的規制

(定義の根拠)

商品の原産国の定義は「商品の原産国に関する不当な表示」(公正取引委員会告示第34号(昭和48年10月16日))、「商品の原産国に関する不当な表示」の運用基準について」(公正取引委員会事務局長通達第12号(昭和48年10月16日))の定めるところによる。

また、原産国の不当な表示を防止するための措置として「不当景品類及び不当表示防止法」、「商標法」、「不正競争防止法」、「関税法」の4つの法規制がありますが、原産国表示では「不当景品類及び不当表示防止法」を基本とする。

(法的規制)

▲「不当景品類及び不当表示防止法」とは。

優良誤認等の不当な表示や過大な景品類の提供による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為を制限・禁止しており、消費者庁長官は、違反事業者に対し、措置命令をすることができる。

▲「商標法」とは。

他の商品と誤解を生じさせるような商標の登録が禁止され、商標権の権利侵害があった場合、差し止め請求及び損害賠償請求が可能である。

▲「不正競争防止法」とは。

原産地に関して、消費者に誤認を与えるような不当な表示がある場合、差し止め請求及び損害賠償請求が可能である。

▲「関税法」とは。

原産地については直接若しくは間接に偽った表示または誤認を生じさせる表示がなされている外国貨物については、輸入を許可しない。

(全国衛生材料工業連合会作成)

Ⅲ 関係法令概要

○不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（不当な表示の禁止）

第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

- 2 内閣総理大臣は、事業者がした表示が前項第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、第六条の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

（措置命令）

第六条 内閣総理大臣は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げるものに対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者

- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

○不当景品類及び不当表示防止法第四条第一項第三号の指定告示

商品の原産国に関する不当な表示 （昭和48年10月16日公正取引委員会告示第34号）

- 1 国内で生産された商品についての次の各号の一に掲げる表示であつて、その商品が国内で生産されたものであることを一般消費者が判別することが困難であると認められるもの
 - 一 外国の国名、地名、国旗、紋章その他これらに類するものの表示
 - 二 外国の事業者又はデザイナーの氏名、名称又は商標の表示
 - 三 文字による表示の全部又は主要部分が外国の文字で示されている表示
- 2 外国で生産された商品についての次の各号の一に掲げる表示であつて、その商品がその原産国で生産されたものであることを一般消費者が判別することが困難であると認められるもの
 - 一 その商品の原産国以外の国の国名、地名、国旗、紋章その他これらに類するものの表示
 - 二 その商品の原産国以外の国の事業者又はデザイナーの氏名、名称又は商標の表示
 - 三 文字による表示の全部又は主要部分が和文で示されている表示

備考

- 1 この告示で「原産国」とは、その商品の内容について実質的な変更をもたらす行為が行なわれた国をいう。
- 2 商品の原産地が一般に国名よりも地名で知られているため、その商品の原産地を国名で表示することが適切でない場合は、その原産地を原産国とみなして、この告示を適用する。

○「商品の原産国に関する不当な表示」の運用基準について（抜粋） （昭和48年10月16日事務局長通達第12号）

10 次のような行為は、告示備考第一項の「商品の内容についての実質的な変更をもたらす行為」に含まれない。

- (1) 商品にラベルを付け、その他標示を施すこと。
- (2) 商品を容器に詰め、又は包装をすること。
- (3) 商品を単に詰合せ、又は組合せること。
- (4) 簡単な部品の組立をすること。

○商標法（抜粋）

（商標登録を受けることができない商標）

第四条 次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。

<中略>

十五 他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある商標（第十号から前号までに掲げるものを除く。）

（差止請求権）

第三十六条 商標権者又は専用使用権者は、自己の商標権又は専用使用権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 商標権者又は専用使用権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

（侵害とみなす行為）

第三十七条 次に掲げる行為は、当該商標権又は専用使用権を侵害するものとみなす。

- 一 指定商品若しくは指定役務についての登録商標に類似する商標の使用又は指定商品若しくは指定役務に類似する商品若しくは役務についての登録商標若しくはこれに類似する商標の使用
- 二 指定商品又は指定商品若しくは指定役務に類似する商品であって、その商品又はその商品の包装に登録商標又はこれに類似する商標を付したものを譲渡又は引渡しのために所持する行為
- 三 指定役務又は指定役務若しくは指定商品に類似する役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物に登録商標又はこれに類似する商標を付したものを、これを用いて当該役務を提供するために所持し、又は輸入する行為

- 四 指定役務又は指定役務若しくは指定商品に類似する役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物に登録商標又はこれに類似する商標を付したものを、これを用いて当該役務を提供させるために譲渡し、引き渡し、又は譲渡若しくは引渡しのために所持し、若しくは輸入する行為
- 五 指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について登録商標又はこれに類似する商標の使用をするために登録商標又はこれに類似する商標を表示する物を所持する行為
- 六 指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について登録商標又はこれに類似する商標の使用をさせるために登録商標又はこれに類似する商標を表示する物を譲渡し、引き渡し、又は譲渡若しくは引渡しのために所持する行為
- 七 指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について登録商標又はこれに類似する商標の使用をし、又は使用をさせるために登録商標又はこれに類似する商標を表示する物を製造し、又は輸入する行為
- 八 登録商標又はこれに類似する商標を表示する物を製造するためにのみ用いる物を業として製造し、譲渡し、引き渡し、又は輸入する行為

○不正競争防止法（抜粋）

（定義）

第二条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

<中略>

十三 商品若しくは役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信にその商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途若しくは数量若しくはその役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような表示をし、又はその表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくはその表示をして役務を提供する行為

（差止請求権）

第三条 不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物（侵害の行為により生じた物を含む。第五条第一項において同じ。）の廃棄、侵害の行為に供し

た設備の除却その他の侵害の停止又は予防に必要な行為を請求することができる。

(損害賠償)

第四条 故意又は過失により不正競争を行って他人の営業上の利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、第八条の規定により同条に規定する権利が消滅した後にその営業秘密を使用する行為によって生じた損害については、この限りでない。

(国際機関の標章の商業上の使用禁止)

第十七条 何人も、その国際機関（政府間の国際機関及びこれに準ずるものとして経済産業省令で定める国際機関をいう。以下この条において同じ。）と関係があると誤認させるような方法で、国際機関を表示する標章であって経済産業省令で定めるもの同一若しくは類似のもの（以下「国際機関類似標章」という。）を商標として使用し、又は国際機関類似標章を商標として使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくは国際機関類似標章を商標として使用して役務を提供してはならない。ただし、この国際機関の許可を受けたときは、この限りでない。

○関税法（抜粋）

(原産地を偽った表示等がされている貨物の輸入)

第七十一条 原産地について直接若しくは間接に偽った表示又は誤認を生じさせる表示がされている外国貨物については、輸入を許可しない。

2 税関長は、前項の外国貨物については、その原産地について偽った表示又は誤認を生じさせる表示がある旨を輸入申告をした者に、直ちに通知し、期間を指定して、その者の選択により、その表示を消させ、若しくは訂正させ、又は当該貨物を積みもどさせなければならない。